

証券コード：6859

平成23年6月2日

株 主 各 位

大阪市北区天神橋3丁目5番6号

エスペック株式会社

代表取締役社長 石 田 雅 昭

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

このたびの東日本大震災により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成23年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市北区天満橋1丁目8番50号
帝国ホテル 大阪 5階 八重の間（末尾の会場ご案内図ご参照）
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第58期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.espec.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、新興国向け輸出の回復や政府の経済対策の効果などにより、緩やかな景気回復基調となりましたが、急激な為替変動や原油・原材料価格の高騰などによる景気悪化懸念などに加え、期末には未曾有の大震災により大きなダメージを受けました。

当社グループの被害につきましては、従業員および家族の人的被害はございませんでした。当社事業所に関しましては、仙台営業所と宇都宮テクノコンプレックスにて物的被害がありましたものの、既に復旧し営業活動を再開しております。主要生産拠点は被災エリア外にありますので、生産への直接的な影響はなく、当社業績に与える影響は軽微でありました。

当社の主要顧客におきましては、半導体や電池関連の好調市場における積極的な設備投資が行われ、また、電子部品・電子機器および自動車関連のメーカーにおける開発投資が回復してまいりました。しかしながら、一部の顧客につきましては、このたびの大震災に関連した被害・影響を受けることとなりました。

こうした状況の中、当社は子会社2社との合併によるシナジーの最大化による営業力の強化、省エネや試験時間の短縮といった顧客ニーズに対応したモデルチェンジや新製品の市場への投入、さらなる経営の合理化による収益改善などに取組んでまいりました。

こうした結果、受注高は前期比で34.5%増加の30,924百万円、売上高は前期比で24.5%増加の29,589百万円となりました。利益面につきましては、増収と計画を上回る固定費削減や原価率改善などにより、営業利益は黒字へ転換し1,391百万円、当期純利益は1,654百万円となりました。

	前期 (第57期)	当期 (第58期)	増減率
	百万円	百万円	%
受注高	22,989	30,924	34.5
売上高	23,775	29,589	24.5
営業利益又は 営業損失(△)	△738	1,391	—
経常利益又は 経常損失(△)	△565	1,683	—
当期純利益又は 当期純損失(△)	△2,630	1,654	—

<装置事業>

環境試験器につきましては、冷熱衝撃装置や恒温恒湿室といった主力製品を中心に省エネモデルを開発するとともに、電池の製造装置などを新規開発し市場へ投入してまいりました。国内市場においては、子会社2社との合併による顧客接点の強化と電池関連の研究開発向けの営業力強化に注力しました。海外市場においては、韓国・台湾における新規顧客開拓を推進するとともに、中国やアジア新興国市場における販売機能を強化してまいりました。こうした結果、受注高・売上高は前期比で大幅に増加し、営業利益につきましても大きく黒字転換することができました。

半導体関連装置につきましては、半導体メーカー向けのバーンイン装置が好調であったため、受注高・売上高ともに前期比で大幅な増加となりました。営業利益につきましても、バーンイン装置の売上増加により黒字化することができました。

FPD関連装置につきましては、台湾メーカーを中心にタクトアップなどを目的とした既納品の改造提案を行ってまいりましたが、受注高・売上高ともに前期比で減少しました。営業利益につきましては、固定費の削減効果により改善したものの、売上が伸びずに営業損失となりました。

こうした結果、装置事業全体では、受注高は24,557百万円、売上高は23,529百万円、営業利益は1,202百万円となりました。

<サービス事業>

アフターサービス・エンジニアリングにつきましては、営業との連携を強化してサービスキャンペーンを展開することにより保守契約の獲得に努めるとともに、当社製品の運転をWebで管理することができる新しい通信ネットワークシステムを提案してまいりました。こうした取組みの結果、受注高は前期比で増加しましたが、売上高は前期と同水準にとどまりました。営業利益につきましては、部品在庫の圧縮などの経費削減に取組みましたもののサービス要員の増強による人件費の増加などにより前期比で減少しました。

受託試験・レンタルにつきましては、顧客ニーズに対応した新しい試験メニューを開発するとともに、製品販売の営業と協同して販促活動を推進してまいりましたが、主要顧客からの需要の回復が遅れ、受注高・売上高ともに前期比で減少いたしました。しかしながら、営業利益につきましては、前期に実施した固定費削減の効果により前期比で大幅に改善し、黒字化することができました。

こうした結果、サービス事業全体では、受注高は5,320百万円、売上高は5,027百万円、営業利益は263百万円となりました。

<その他事業>

その他事業につきましては、植物工場事業が好調に推移したことにより、受注高・売上高ともに前期比で増加し、受注高は1,170百万円、売上高は1,158百万円となりましたが、営業利益につきましては、植物工場の販促費用などの増加により営業損失となりました。

当期のセグメント別業績

	受注高	売上高	営業損益
	百万円	百万円	百万円
装置事業	24,557	23,529	1,202
サービス事業	5,320	5,027	263
その他事業	1,170	1,158	△77
連結消去	△124	△125	1
計	30,924	29,589	1,391

※ 会計基準の変更によりセグメント変更を行いましたので、前期の事業セグメント別の実績数値および増減率の記載は省略しております。

<その他の企業活動>

当社グループは、「企業は社会の公器である」という考えのもと、さまざまな企業活動を通じて、ステークホルダーのみなさまと互いに価値を交換し合い、共に歩むことで、永続的な企業価値の向上を目指しております。

当社の環境試験器は、小惑星探査機「はやぶさ」の快挙に電子部品の信頼性検査で貢献し、宇宙航空研究開発機構（JAXA）のはやぶさプロジェクトチームとそれを支えた118機関とともに当社も平成22年12月に宇宙開発担当大臣と文部科学大臣より感謝状を拝受しました。これからも宇宙開発などの最先端技術の発展と信頼を支え続け、数々のチャレンジと人々の夢や希望を叶える一助を担ってまいります。

環境経営への取組みといたしましては、長時間にわたり電力を使用する当社製品について、当社独自の技術などにより消費電力量を従来器比で大幅に低減できる「省エネモデル」として主力製品を中心に開発し市場へ投入してまいりました。お客さまのCO₂削減と経費削減にお役に立つとともに、低炭素社会の実現に向けた取組みを強化してまいりました。

また、当社は平成19年度より京都府福知山市（当社主力工場所在地）の「福知山環境会議」と連携して、「みどりのカーテン」の普及活動を推進しておりますが、当期には地域のみなさまを対象に「エスベックみどりの学校：ゴーヤ先生養成セミナー」を開講し、「みどりのカーテン」の育成などについて学習していただきました。これらの取組みが平成23年3月に「環境保全のための意欲増進及び環境教育の推進に関する法律に基づく人材認定等事業」として環境大臣・文部科学大臣・国土交通大臣により登録が認められました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資は、総額421百万円であり、完成および継続中の主要設備は次のとおりであります。

- ① 当期中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当期継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、第59期から第61期中期経営計画を準備しておりましたが、このたびの大震災により見直すことにいたしました。

第59期におきましては、「強い商品づくりと強い工場づくり」を経営の基本方針に掲げ、メーカーとしての競争力の源泉は「商品」と「工場機能」にあると考え、今期は強い商品を生み出し、設計・調達・製造といったメーカーとしての基本能力を高めることにより工場機能を再強化してまいります。主に以下の重点戦略を展開してまいります。

<主な重点戦略>

1. 「カスタマイズ対応力の強化による新たなニーズへの対応と収益拡大」
2. 「エネルギーデバイス装置事業の認知度向上と売上拡大」
3. 「植物工場事業の事業基盤確立と売上拡大」
4. 「3社合併のメリットを活かした顧客対応力の強化と業務プロセスの見直しによる収益拡大」
5. 「中国・アジア市場の拡大に沿った事業戦略の展開による売上拡大」

また、直面する課題としましては、お客さまの所有する当社製品に大震災による被害がある場合は、速やかな復旧に努めるとともに、機器の移設や入れ替え、新設などのご要望に迅速に対応するなど、微力ながらお客さまの事業継続を支援してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第55期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第56期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第57期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第58期(当期) (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	40,761	32,106	22,989	30,924
売 上 高 (百万円)	40,918	34,914	23,775	29,589
営業利益又は 営業損失(△) (百万円)	3,129	509	△738	1,391
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	2,971	766	△565	1,683
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	1,216	△561	△2,630	1,654
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	51.36	△23.67	△110.84	70.03
総 資 産 (百万円)	43,810	38,719	34,837	37,905
純 資 産 (百万円)	31,127	29,212	26,637	27,580

(注) 百万単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エスペックテクノ株式会社	千円 170,000	% 100.0	電池等各種デバイス検査装置、生産用環境装置の製造・販売
エスペック九州株式会社	千円 20,000	% 100.0	環境試験器等の販売
エスペックミック株式会社	千円 79,000	% 100.0	森づくり、水辺づくり、都市緑化、環境測定・分析
ESPEC NORTH AMERICA, INC.	千米ドル 8,510	% 100.0	環境試験器等の製造・販売・修理
上海愛斯佩克環境設備有限公司	千人民元 26,985	% 60.0	環境試験器等の製造・販売
愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司	千人民元 8,277	% 100.0 (20.0)	環境試験器等の販売
ESPEC (CHINA) LIMITED	千香港ドル 2,830	% 100.0	環境試験器等の販売
ESPEC KOREA CORP.	千ウォン 3,700,000	% 100.0	F P D 装置等の製造・販売

(注) 1. 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

2. 当社は、平成22年4月1日付でエスペックエンジニアリング株式会社およびエスペックテストセンター株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業		主要製品等
装置事業	環境試験器	恒温恒湿器、恒温恒湿室、冷熱衝撃装置、小型環境試験器、複合試験装置、エナジーデバイス装置
	半導体装置	バーンイン装置、半導体評価装置、計測システム
	F P D 装置	枚葉式クリーンオープン
サービス事業	アフターサービス・エンジニアリング	メンテナンス、機器周辺工事
	受託試験・レンタル	受託試験、機器レンタル、リセール、校正
その他事業	環境エンジニアリング	森づくり、水辺づくり、都市緑化、環境測定・分析
	新規事業	植物工場

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	大阪市北区天神橋3丁目5番6号
営業拠点	首都圏オフィス（東京都港区）、大阪オフィス（大阪府寝屋川市）、仙台営業所（仙台市泉区）、熊谷営業所（埼玉県熊谷市）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、広島営業所（広島市安佐南区）、福岡営業所（福岡市博多区）
工場その他事業所	福知山工場（京都府福知山市）、宇都宮テクノコンプレックス（栃木県宇都宮市）、神戸R&Dセンター（神戸市北区）

- (注) 1. 仙台営業所の東日本大震災による被害は軽微でありました。
 2. 宇都宮テクノコンプレックスは、東日本大震災により、建屋等について一部損傷がありましたが、重大な損害には至りませんでした。

② 重要な子会社

国内	エスペックテクノ株式会社（神戸市東灘区） エスペック九州株式会社（北九州市小倉北区） エスペックミック株式会社（愛知県丹羽郡）
海外	ESPEC NORTH AMERICA, INC.（米国） 上海愛斯佩克環境設備有限公司（中国） 愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司（中国） ESPEC (CHINA) LIMITED（香港） ESPEC KOREA CORP.（韓国）

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人数

区 分	使用人数	前期末比増減
装 置 事 業	939名	—
サ ー ビ ス 事 業	249名	—
そ の 他 事 業	37名	—
報 告 セ グ メ ン ト 計	1,225名	+ 57名
全 社 (共 通)	73名	△ 54名
合 計	1,298名	+ 3名

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	788名	+ 205名	41才8カ月	17年4カ月
女 性	77名	+ 4名	36才0カ月	10年9カ月
合計または平均	865名	+ 209名	41才3カ月	16年9カ月

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者8名、嘱託および準社員40名を含めておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
H u n t i n g t o n B a n k	178百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 23,460,522株（自己株式320,872株を除く）
 (3) 株主数 6,077名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,501	6.39
エスペック取引先持株会	1,474	6.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,341	5.71
日本生命保険相互会社	929	3.96
株式会社みずほコーポレート銀行	713	3.04
エスペック従業員持株会	703	2.99
株式会社立花エレクトック	419	1.78
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	400	1.70
因幡電機産業株式会社	310	1.32
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	282	1.20

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(320,872株)を控除して計算しております。
 2. 金融商品取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、下記のとおり報告を受けておりますが、当社として決算期末日における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主には含めておりません。

提 出 者	持 株 数	持株等保有割合	報告義務発生日
野村アセットマネジメント株式会社	778千株	3.28%	平成22年4月15日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成23年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	進 信義		
常務取締役	檜 作 榮四郎	経営企画本部長 アジア事業本部長 国際事業担当 植物工場事業担当 新規事業担当	ESPEC (CHINA) LIMITED 代表取締役 愛ス佩ク環境儀器 (上海) 有限公司 董事長 愛ス佩ク測試科技 (上海) 有限公司 董事長 上海愛ス佩ク環境設備有限公司 董事長 広州愛ス佩ク環境儀器有限公司 董事長
常務取締役	石 田 雅 昭	開発本部長 技術担当 生産担当 環境管理担当	ESPEC NORTH AMERICA, INC. 代表取締役
常務取締役	廣 信義	管理本部長 輸出管理本部長	
取締役	島 田 種 雄	営業本部長 アフターサービス担当	ESPEC KOREA CORP. 代表理事
取締役	石 井 邦 和	設計本部長 信頼性試験担当 品質保証担当	エスペックテクノ株式会社 代表取締役社長
取締役	内 藤 正 久		財団法人日本エネルギー 経済研究所 顧問
常勤監査役	新 田 廣 治		
常勤監査役	松 南 雅 己		
監査役	松 村 安 之		弁護士 唯一法律事務所 所長弁護士
監査役	村 瀬 一 郎		公認会計士、税理士 村瀬一郎公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 当期中の取締役の異動
- ・平成22年6月24日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって取締役 佐波 正志氏は任期満了により退任いたしました。
2. 決算期後における代表取締役の異動
- ・平成23年4月1日付で、石田 雅昭氏は代表取締役社長に就任いたしました。また、進 信義氏は代表取締役となりました。
3. 取締役 内藤 正久氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 松村 安之氏および村瀬 一郎氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 松村 安之氏は東京証券取引所・大阪証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
6. 監査役 村瀬 一郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	102百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	32百万円 (10百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (4名)	134百万円 (20百万円)

- (注) 1. 平成20年6月24日開催の第55回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内および監査役の報酬限度額を年額8千万円以内と決議いただいております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	内 藤 正 久	財団法人日本エネルギー経済研究所 顧問	特別な関係はありません
社外監査役	松 村 安 之	唯一法律事務所 所長弁護士	特別な関係はありません
	村 瀬 一 郎	村瀬一郎公認会計士事務所 所長	特別な関係はありません

② 社外役員の主な活動状況等

区 分	氏 名	主な活動状況等
社外取締役	内 藤 正 久	当期開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	松 村 安 之	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
	村 瀬 一 郎	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等

29,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,000千円

(注) 監査法人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項以外の業務である国際財務報告基準（IFRS）適用による影響調査に関する助言、指導の業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任手続きを行うほか、その他の事由により会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査役会規定および監査役監査基準に基づき、監査役会の同意または請求により、取締役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

なお、毎期、監査役会は会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務遂行の状況等を考慮し検討します。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム整備の基本方針の概要については次のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - I. 当社の基本理念・経営理念・運営理念などを明文化した『THE ESPEC MIND』に基づき、『エスペック行動憲章・行動規範』を制定し、取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守するための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取組みを全社横断的に統括し、取締役および使用人への教育・啓蒙を行う。
 - II. 反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当要求に対しても応じない。
 - III. 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
 - IV. 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告し適切な処置を実施する。
 - V. 監査役は経営の意思決定や業務執行について、その手続きや執行状況などが法令・定款に違反していないことを確認し、社長直轄である内部監査部門は各業務執行部門のコンプライアンス状況を監査し、その結果を適宜、社長、取締役会および監査役会に報告する。
 - VI. 法令上疑義のある行為等を発見した取締役および使用人が通報し早期に是正する体制として、相談通報窓口を社内外に設置・運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規定・その他社内規定に基づき文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存・管理する。保存期間については別途定める。取締役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - I. 全社的なリスクの識別・評価については、所管部門や検討部会にて実施し、その結果をリスク管理委員会にて審議し承認する。リスクへの対応については、関連諸規定・付議基準に基づき取締役会や関連会議体にて個別リスクを評価のうえ対応を検討・決定し、所管部門にてその対応を行わせる。

- II. 危機管理の対象となる事象が発生した場合には、危機管理規定に基づき適切・迅速に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - I. 取締役会については、取締役会規定に従って運営し、定期的に（1ヵ月に1回）開催する。
 - II. 招集通知には議題を記載するとともに事前説明や資料の事前配布を行うなど取締役会の効率的運営は、取締役会事務局である総務部門が行う。
 - III. 重要な会議体などにおける審議事項・決議事項などの重要事項については、取締役会および各取締役へ文書、電子メール等を用いて遅滞なく伝達する。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - I. 当社取締役および子会社取締役は、各部門・各社についての内部統制の確立および運用の権限と責任を有する。
 - II. 当社は『エスベック行動憲章・行動規範』や社内規定等の当社および子会社への徹底を図るとともに、内部統制に関する担当部署を設置し、当社および子会社における内部統制の構築を目指す。また、関係会社管理担当部門を定め、当社および子会社間の内部統制に関する協議・情報の共有化・指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
 - III. 当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を被監査部門およびその責任者に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導・助言を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 監査役が、監査役会の運営や監査業務など、必要に応じて職務の補助を行う使用人を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議のうえ任命する。任命された使用人は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - I. 取締役および使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項や法定の事項に加え、業務執行の状況や内部監査の結果を監査役へ適宜報告し、会社に著しい損害が生じるおそれのある事項を発見した場合や他の取締役および使用人が法令・定款の違反行為をし、またはこれら行為をするおそれがある場合は速やかに報告する。

- II. 前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に対してこれらの報告を求めることができ、取締役会に出席するほか、必要に応じて重要な会議に出席することができる。
 - III. 相談通報窓口（3カ所）のうち1カ所を常勤監査役が担当し、取締役および使用人より広く報告を受け得る体制とする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われるための体制
- I. 監査役監査基準により監査を行うとともに、会計監査については監査法人と定期的に意見交換を行い、業務監査については内部監査部門と連携して行う。
 - II. 監査役と代表取締役社長との会合を定期的にもち、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

- ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主および投資家のみなさまによる自由な取引に委ねられているため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主のみなさまのご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前にと取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益

を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主のみなさまの共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

I. 企業価値の源泉

当社は「環境創造技術をかなめに展開するサービス」による「より確かな生環境の提供」をミッションとし、自らの手で次代を切り開く「プログレッシブ（進取的）」な精神のもと、いち早く環境試験の必要性を認識し、昭和36年に国内初となる環境試験器を開発するなど積極的に事業を展開してまいりました。環境試験器は、お客さまのさまざまな製品・部品がどのような環境下においても正常に機能するかという観点から、事前にその信頼性・品質の評価を行う試験器であります。そのため、当社はこの環境試験器が、技術の進歩・産業の発展に貢献し、私達の暮らしを支えるさまざまな製品・部品の信頼と安心・安全を確保するものであると考えるとともに、当社の企業成長そのものが、株主、国内外のお客さま、お取引先、当社使用人その他のステークホルダーのみなさまにさらなる価値を提供し、みなさまからの一層の信頼を得ることにつながるものと確信しております。このように、当社からみなさまに価値を提供し、他方でみなさまからの一層の信頼を得るということは、当社の経営理念であります「価値交換性の高い企業」を実現するものであるとともに、株主のみなさまの共同の利益の確保・向上にも資するものでもあると考えております。

当社の企業価値の源泉は、独自の企業文化と当社成長を支える優秀な社員、国内外のお客さま・お取引先と構築した信頼関係をベースとして長年培ってきた高い技術・ノウハウや、世界に広がる生産・販売・サービスネットワーク、国際レベルの品質保証体制であり、それらにより「エスペック」ブランドは全世界のお客さまから高い信頼を得て、確固たる地位を確立しております。

また、当社のコアコンピタンスである「環境創造技術」をベースに、エナジーデバイス装置や植物工場などの新たな市場に事業を展開し、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の維持・向上に向けて、積極的に企業活動を推進しております。

II. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みとして、中期経営計画および年度経営計画を策定するとともに、各計画の重点施策を定めております。

今後も当社は、中長期的な視点に立ちながら、これらの戦略の実現に努めていくことで、さらなる成長・拡大を実現し、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

また、当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、永続的な企業価値の向上が株主価値向上の基本であるとし、継続性と配当性を勘案して配当を決定することを基本方針としております。

III. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社は、企業は人々のさまざまな願いや社会の期待に応えるための役割や機能を果たす社会的な装置であるという「企業は公器」との考えのもと、株主のみなさま、企業活動を進めるうえで関わり合うお客さま、お取引先、使用人その他のステークホルダーとの間で、お互いにとってより良い関係を築き、みなさまに対してより高い価値を提供することで、「価値交換性の高い企業」を目指しております。

この基本的な考えを踏まえて事業活動を行うにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠であることから、コンプライアンスの確保と、より透明性・効率性の高い経営体制の確立を目指しております。

また、意思決定および業務執行が、法令・定款・社内規定を遵守し適正に行われるために必要な体制・制度を整備し、その運営状況のチェックと自浄機能が作用する社内システムの維持・構築を、内部統制に関する基本理念としております。

なお、当社は、監査役設置会社であり、経営責任の明確化のため取締役の任期は1年としております。平成23年6月以降の役員体制につきましては、第58回定時株主総会において取締役および監査役選任の議案をご承認いただくことを前提として、社外取締役1名を含む取締役8名、社外監査役2名を含む監査役4名で構成する予定であり、さらなる業務運営の客観性と適正性および透明性の確保に努めてまいります。

今後も当社は、独自の企業文化と長年培ってきた高い技術とノウハウ、ならびに株主のみなさま・国内外のお客さま・お取引先・使用人および地域社会等のステークホルダーのみなさまとの間に構築された良好な信頼関係の維持・促進に取り組むとともに、中期経営計画達成に向けた戦略・施策の推進や、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組むことで、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上

に努めてまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社取締役会は、上記①の基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、平成20年6月24日開催の定時株主総会において株主のみなさまにご承認いただくことを効力発生条件として、当社株券等の大量買付け行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます）を導入することを決議し、当該定時株主総会において承認可決されました。その概要については次のとおりであります。

I. 本プラン導入の目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上を目的に導入されるものであります。

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付けの提案に応じるか否かの判断は、株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付け等の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資さないものも想定されます。

当社が、独自の技術・製品開発や高い生産性・オペレーションを維持・向上させ、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた高い技術・ノウハウや人的資産の流出を防ぎ、これらの資産を中長期的に保護・育成していくこと、さらにはお客さまやお取引先をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を維持・促進していくなど、当社独自の企業文化や経営資源に対する十分な認識と適正な判断が重要な要素であると考えられます。これらが、当社の株式の大量買付けを行う者により、中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益は毀損されることとなります。

また、経営に関与していない買付者からの大量買付けの提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上のことから、当社は、当社株式に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資すると考え、大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます）を設定するとともに、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続き等を定めた本プランを導入することといたしました。

II. 本プランの概要

本プランは、当社株式の特定株式保有者等の議決権割合を20%以上とする当社株式の買付行為、または結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます）に応じるか否かを株主のみなさまに適切にご判断いただくための必要十分な情報および時間を確保するために、大量買付者から意向表明書が当社取締役会または代表取締役に対して提出された場合に、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉または株主のみなさまへの代替案の提案等を行うとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に対して、対抗措置の発動として新株予約権の無償割当てを行うための大量買付ルールを定めております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

(注1) 以上は当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の概要ですが、詳細の内容につきましては、以下の当社ホームページをご参照ください。

導入時

(http://www.espec.co.jp/corporate/newsrelease/080515/080515_release_2.pdf)

修正内容

(http://www.espec.co.jp/corporate/newsrelease/090515/090515_release.pdf)

(注2)本プランの有効期限は、平成23年6月24日に開催される当社定時株主総会の終結の時までとなっております。有効期間満了にあたり、本定時株主総会において、一部内容を変更したうえで継続することを株主のみなさまにお諮りすることとしております。変更後の内容は、招集ご通知に添付の株主総会参考書類58頁から78頁をご参照ください。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

I. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②）について

上記②「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③）について

A. 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

B. 当該取組みが当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

a. 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた(a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足しております。

b. 株主のみなさまの意思の重視と情報開示

本プランは、平成20年6月24日開催の定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただき発効しており、導入について株主のみなさまの意思が反映されたものとなっております。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの導入および廃止は、株主のみなさまの意思を尊重した形となっております。

さらに、株主のみなさまに、本プランの廃止等の判断および大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主のみなさまへ当社取締役会が適当と認める方法により速やかに開示することとしております。

c. 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

ア. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

イ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、または大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

ウ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めをおいておりませんので、該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,666	流動負債	8,535
現金及び預金	8,511	支払手形及び買掛金	5,654
受取手形及び売掛金	12,090	短期借入金	200
有価証券	1,300	1年内返済予定の長期借入金	10
商品及び製品	225	未払法人税等	62
仕掛品	1,527	賞与引当金	366
原材料及び貯蔵品	1,039	役員賞与引当金	7
繰延税金資産	524	製品保証引当金	188
その他	1,457	その他	2,046
貸倒引当金	△11	固定負債	1,789
固定資産	11,239	長期借入金	168
有形固定資産	8,230	繰延税金負債	103
建物及び構築物	3,166	退職給付引当金	42
機械装置及び運搬具	224	役員退職慰労引当金	44
工具、器具及び備品	380	資産除去債務	49
土地	4,413	再評価に係る繰延税金負債	716
リース資産	38	その他	665
建設仮勘定	7	負債合計	10,325
無形固定資産	285	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,723	株主資本	29,160
投資有価証券	1,637	資本金	6,895
繰延税金資産	17	資本剰余金	7,172
その他	1,157	利益剰余金	15,294
貸倒引当金	△89	自己株式	△202
資産合計	37,905	その他の包括利益累計額	△1,734
		その他有価証券評価差額金	166
		繰延ヘッジ損益	△5
		土地再評価差額金	△828
		為替換算調整勘定	△1,067
		少数株主持分	155
		純資産合計	27,580
		負債純資産合計	37,905

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		29,589
売上原価		20,370
売上総利益		9,219
販売費及び一般管理費		7,827
営業利益		1,391
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	57	
負ののれん償却額	26	
持分法による投資利益	161	
その他	85	357
営業外費用		
支払利息	12	
有価証券売却損	2	
為替差損	20	
支払手数料	15	
その他	13	64
経常利益		1,683
特別利益		
固定資産売却益	0	
貸倒引当金戻入額	9	
投資有価証券売却益	54	63
特別損失		
固定資産除却損	5	
投資有価証券評価損	35	
減損損失	2	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	36	
その他	5	85
税金等調整前当期純利益		1,661
法人税、住民税及び事業税	215	
法人税等調整額	△227	△12
少数株主損益調整前当期純利益		1,674
少数株主利益		19
当期純利益		1,654

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) (単位：百万円)

株主資本	
資本金	
前期末残高	6,895
当期末残高	6,895
資本剰余金	
前期末残高	7,172
当期末残高	7,172
利益剰余金	
前期末残高	13,829
当期変動額	
剰余金の配当	△189
当期純利益	1,654
その他	0
当期変動額合計	1,464
当期末残高	15,294
自己株式	
前期末残高	△53
当期変動額	
自己株式の取得	△149
当期変動額合計	△149
当期末残高	△202
株主資本合計	
前期末残高	27,844
当期変動額	
剰余金の配当	△189
当期純利益	1,654
自己株式の取得	△149
その他	0
当期変動額合計	1,315
当期末残高	29,160

その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	197
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△31</u>
当期変動額合計	<u>△31</u>
当期末残高	<u>166</u>
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△2
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△3</u>
当期変動額合計	<u>△3</u>
当期末残高	<u>△5</u>
土地再評価差額金	
前期末残高	△826
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△1</u>
当期変動額合計	<u>△1</u>
当期末残高	<u>△828</u>
為替換算調整勘定	
前期末残高	△745
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△321</u>
当期変動額合計	<u>△321</u>
当期末残高	<u>△1,067</u>
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	△1,376
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△358</u>
当期変動額合計	<u>△358</u>
当期末残高	<u>△1,734</u>
少数株主持分	
前期末残高	169
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△13</u>
当期変動額合計	<u>△13</u>
当期末残高	<u>155</u>
純資産合計	
前期末残高	26,637
当期変動額	
剰余金の配当	△189
当期純利益	1,654
自己株式の取得	△149
その他	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△372</u>
当期変動額合計	<u>943</u>
当期末残高	<u>27,580</u>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

ESPEC NORTH AMERICA, INC.

当連結会計年度より、前連結会計年度まで当社の連結子会社であったエスペックエンジニアリング株式会社およびエスペックテストセンター株式会社を当社に吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし

- (2) 持分法適用の関連会社の数 1社

広州愛斯佩克環境儀器有限公司

- (3) 持分法を適用していない非連結子会社（ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD. 他）は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が12月31日のESPEC NORTH AMERICA, INC.、ESPEC (CHINA) LIMITED、愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司、上海愛斯佩克環境設備有限公司およびESPEC KOREA CORP. は、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (i) 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

- (ii) デリバティブ

時価法

- (ハ) たな卸資産
仕掛品は主として個別法による、その他のたな卸資産は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は、定額法によっております。
在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 5～50年
- (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年
- (ハ) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- (ハ) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- (ニ) 製品保証引当金 製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上しております。
- (ホ) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により翌連結会計年度から費用処理しております。

- (ハ) 役員退職慰労引当金 当社および国内連結子会社は、取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議しておりますが、現任役員の役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。
- (ロ) ヘッジ会計の処理
繰延ヘッジ処理によっております。
- (ハ) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (ニ) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
負ののれんは5年間で均等償却しております。
- (5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更
- (イ) 資産除去債務に関する会計基準の適用
当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。
これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ1百万円、税金等調整前当期純利益は37百万円減少しております。
- (ロ) 表示方法の変更
(連結損益計算書)
当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	4百万円
建物及び構築物	338百万円
計	342百万円

(2) 担保付債務

買掛金	0百万円
1年内返済予定の長期借入金	10百万円
長期借入金	168百万円
計	178百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

9,319百万円

3. 輸出手形割引高

45百万円

受取手形裏書譲渡高

2百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づいて事業用土地の再評価を行っております。

(1) 土地の再評価方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行う方法および同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。

(2) 再評価を行った年月日

平成14年3月29日

(3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△807百万円

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 23,781,394株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年6月24日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	71,193,768円
1株当たりの配当額	3円00銭
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月25日

(2) 配当金支払額

平成22年11月12日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	118,655,300円
1株当たりの配当額	5円00銭
基準日	平成22年9月30日
効力発生日	平成22年12月9日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	234,605,220円
1株当たりの配当額	10円00銭
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金等の金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に関する規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を

行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	8,511	8,511	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,090	12,090	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	2,889	2,889	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,654)	(5,654)	—
(5) 短期借入金	(200)	(200)	—
(6) 未払法人税等	(62)	(62)	—
(7) 長期借入金	(178)	(178)	—
(8) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(8)	(8)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格等によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、ならびに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、長期借入を行っている連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	48

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)その他有価証券」には含めておりません。

V 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,169円00銭
1株当たり当期純利益	70円03銭

VI その他の注記

1. (企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称	エスペックエンジニアリング株式会社
事業内容	環境試験機器等の保守・組立、加工、サービス、周辺工事

名称	エスペックテストセンター株式会社
事業内容	受託試験、機器貸出、中古機器販売、校正サービス

②企業結合日

平成22年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

エスペック株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

エスペックエンジニアリング株式会社は、当社製品のアフターサービス・エンジニアリングを、また、エスペックテストセンター株式会社は、受託試験・機器レンタルなどを行ってまいりましたが、グループ経営の効率化を図るため吸収合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（平成20年12月26日改正 企業会計基準委員会）および企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成20年12月26日最終改正 企業会計基準委員会）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、エスペックエンジニアリング株式会社とエスペックテストセンター株式会社は当社の完全子会社であったため、本合併による連結損益に与える影響はありません。

2. (追加情報)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）に基づき、「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成22年法務省令第33号 平成22年9月30日）を適用し、連結貸借対照表および連結株主資本等変動計算書において、従来、「評価・換算差額等」として表示されていた項目を「その他の包括利益累計額」の項目で表示しております。

謄本

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

エスペック株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和田 朝喜 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスペック株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスペック株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,127	流動負債	6,264
現金及び預金	7,010	支払手形	629
受取手形	3,248	買掛金	3,858
売掛金	6,952	リース債務	10
有価証券	1,300	未払金	527
金銭債権	891	未払費用	370
商品及び製品	85	前受金	28
仕掛品	943	預り金	224
原材料及び貯蔵品	642	賞与引当金	345
前払費用	2	製品保証引当金	156
繰延税金資産	103	設備関係支払手形	5
未収入金	487	その他	109
その他金	337	固定負債	1,513
貸倒引当金	126	リース債務	28
	△4	退職給付引当金	21
固定資産	12,115	役員退職慰労引当金	22
有形固定資産	7,194	長期預り保証金	607
建物	2,404	資産除去債務	49
構築物	131	再評価に係る繰延税金負債	716
機械及び装置	114	その他	67
車両運搬具	0	負債合計	7,778
工具、器具及び備品	348	(純資産の部)	
土地	4,154	株主資本	27,122
リース資産	32	資本金	6,895
建設仮勘定	7	資本剰余金	7,172
無形固定資産	261	資本準備金	7,136
ソフトウェア	219	その他資本剰余金	36
ソフトウェア仮勘定	8	利益剰余金	13,255
その他	33	利益準備金	469
投資その他の資産	4,659	その他利益剰余金	12,786
投資有価証券	1,604	別途積立金	11,280
関係会社株式	2,109	繰越利益剰余金	1,506
出資金	0	自己株式	△202
関係会社出資	611	評価・換算差額等	△657
従業員に対する	0	その他有価証券評価差額金	170
長期貸付金	50	土地再評価差額金	△828
長期前払費用	50	純資産合計	26,464
その他	371	負債純資産合計	34,242
貸倒引当金	△88		
資産合計	34,242		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		22,490
売上原価		15,252
売上総利益		7,238
販売費及び一般管理費		6,322
営業利益		915
営業外収益		
有価証券利息	7	
受取配当金	546	
投資事業組合運用益	1	
経営指導料	37	
その他	101	694
営業外費用		
支払手数料	12	
有価証券売却損	2	
為替差損	40	
投資事業組合運用損	8	
その他	3	67
経常利益		1,542
特別利益		
貸倒引当金戻入額	28	
抱合せ株式消滅差益	2,608	
その他	54	2,690
特別損失		
固定資産除却損	4	
合併に伴う未実現利益修正損	109	
投資有価証券評価損	35	
減損損失	2	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	36	
その他	5	194
税引前当期純利益		4,039
法人税、住民税及び事業税	47	
法人税等調整額	△288	△241
当期純利益		4,280

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) (単位：百万円)

株主資本		
資本金		
前期末残高	6,895	
当期末残高	6,895	
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	7,136	
当期末残高	7,136	
その他資本剰余金		
前期末残高	36	
当期末残高	36	
資本剰余金合計		
前期末残高	7,172	
当期末残高	7,172	
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	469	
当期末残高	469	
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	11,280	
当期末残高	11,280	
繰越利益剰余金		
前期末残高	△2,585	
当期変動額		
剰余金の配当	△189	
当期純利益	4,280	
その他	1	
当期変動額合計	4,092	
当期末残高	1,506	
利益剰余金合計		
前期末残高	9,163	
当期変動額		
剰余金の配当	△189	
当期純利益	4,280	
その他	1	
当期変動額合計	4,092	
当期末残高	13,255	
自己株式		
前期末残高	△53	
当期変動額		
自己株式の取得	△149	
当期変動額合計	△149	
当期末残高	△202	

株主資本合計	
前期末残高	23,179
当期変動額	
剰余金の配当	△189
当期純利益	4,280
自己株式の取得	△149
その他	1
当期変動額合計	3,943
当期末残高	27,122
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	202
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△32
当期変動額合計	△32
当期末残高	170
土地再評価差額金	
前期末残高	△826
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1
当期変動額合計	△1
当期末残高	△828
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△623
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△34
当期変動額合計	△34
当期末残高	△657
純資産合計	
前期末残高	22,555
当期変動額	
剰余金の配当	△189
当期純利益	4,280
自己株式の取得	△149
その他	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△34
当期変動額合計	3,908
当期末残高	26,464

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (i) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (ii) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (i) 製品・原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。製品の一部で個別法を採っております。
 - (ii) 仕掛品 個別原価計算手続きに基づく個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 15年～50年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年
 - (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
 - (4) 投資その他の資産（長期前払費用） 法人税法に規定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - (3) 製品保証引当金 製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上しております。

- | | |
|---|--|
| (4) 退職給付引当金 | 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により翌事業年度から費用処理しております。 |
| (5) 役員退職慰労引当金 | 取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議しておりますが、現任役員の役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。 |
| 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 | 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |
| 5. 会計方針の変更に関する注記
資産除去債務に関する会計基準の適用 | 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。
これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ1百万円、税引前当期純利益は37百万円減少しております。 |

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,591百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,232百万円
短期金銭債務	119百万円
3. 土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づいて事業用土地の再評価を行っております。	
(1) 土地の再評価方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額(固定資産税評価額)に合理的な調整を行う方法および同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。	
(2) 再評価を行った年月日	
平成14年3月29日	
(3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額	
△807百万円	
4. 輸出手形割引高	45百万円

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,689百万円
仕入高等	579百万円
営業取引以外の取引高	551百万円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数	
普通株式	320,872株

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払社会保険料	19百万円
投資有価証券評価損	230百万円
貸倒引当金	2百万円
賞与引当金	140百万円
製品保証引当金	63百万円
減損損失	36百万円
退職給付引当金	8百万円
減価償却限度超過額	27百万円
繰越欠損金	1,185百万円
その他	160百万円
繰延税金資産小計	1,875百万円
評価性引当額	△1,378百万円
繰延税金資産合計	497百万円
(繰延税金負債)	
資産除去債務	4百万円
その他有価証券評価差額金	56百万円
繰延税金負債合計	61百万円
繰延税金資産の純額	436百万円

上記以外に土地の再評価に係る繰延税金資産および負債があり、その内訳は以下のとおりであります。

(再評価に係る繰延税金資産)	
再評価に係る繰延税金資産	761百万円
評価性引当額	△761百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	—百万円
(再評価に係る繰延税金負債)	
再評価に係る繰延税金負債	716百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	716百万円

VI リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、売掛金管理システム等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 及 び 装 置	7百万円	7百万円	0百万円
工 具、器 具 及 び 備 品	320百万円	230百万円	90百万円
車 両 運 搬 具	6百万円	5百万円	0百万円
ソ フ ト ウ ェ ア	12百万円	10百万円	1百万円
合 計	346百万円	253百万円	92百万円

なお、取得原価相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	73百万円
1年超	48百万円
合計	121百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	112百万円
減価償却費相当額	91百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

VII 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,128円04銭
1株当たり当期純利益	181円23銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X その他の注記

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称	エスペックエンジニアリング株式会社
事業内容	環境試験機器等の保守・組立、加工、サービス、周辺工事

名称	エスペックテストセンター株式会社
事業内容	受託試験、機器貸出、中古機器販売、校正サービス

②企業結合日

平成22年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

エスペック株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

エスペックエンジニアリング株式会社は、当社製品のアフターサービス・エンジニアリングを、また、エスペックテストセンター株式会社は、受託試験・機器レンタルなどを行ってまいりましたが、グループ経営の効率化を図るため吸収合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成20年12月26日改正 企業会計基準委員会)および企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成20年12月26日最終改正 企業会計基準委員会)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

これにより、平成23年3月期の計算書類において、エスペックエンジニアリング株式会社とエスペックテストセンター株式会社から受入れた純資産と当社の所有する同社株式(抱合せ株式)の帳簿価額との差額等2,608百万円を特別利益として、また、固定資産等の未実現利益の未償却残高109百万円を特別損失として計上しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

エスペック株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和田 朝喜 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスペック株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告書に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備に関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

エスペック株式会社 監査役会

常勤監査役	新 田 廣 治 ㊟
常勤監査役	松 南 雅 己 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	松 村 安 之 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	村 瀬 一 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、持続的な企業価値の向上が株主価値向上の基本であるとし、継続性と配当性向を勘案して配当を決定することを基本方針としております。

期末の配当金につきましては、上記基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額234,605,220円

なお、中間配当金として5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき15円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営陣の一層の強化を図るため1名増員し、あわせて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いしだ まさあき 石田 雅昭 (昭和29年11月26日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 取締役 平成21年6月 常務取締役 平成23年4月 代表取締役社長(現在)	32,519株
2	しん のぶよし 進 信義 (昭和21年8月23日生)	昭和44年4月 当社入社 平成4年6月 取締役 平成8年6月 常務取締役 平成14年4月 取締役 平成19年11月 代表取締役社長 平成23年4月 代表取締役(現在)	57,464株
3	ひづくり えいしろう 檜 作 榮四郎 (昭和21年11月14日生)	昭和40年3月 当社入社 平成9年6月 取締役 平成21年6月 常務取締役(現在) 平成23年4月 国際事業本部長(現在) (重要な兼職の状況) ESPEC (CHINA) LIMITED 代表取締役 愛ス佩克環境儀器(上海)有限公司 董事長 愛ス佩克測試科技(上海)有限公司 董事長 上海愛ス佩克環境設備有限公司 董事長 広州愛ス佩克環境儀器有限公司 董事長	46,507株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ひろ のぶよし 廣 信義 (昭和18年8月2日生)	昭和60年4月 当社入社 平成13年6月 監査役 平成19年12月 輸出管理本部長 (現在) 平成20年6月 取締役 平成21年4月 管理本部長 (現在) 平成21年6月 常務取締役 (現在)	22,656株
5	しまだ たねお 島田 種雄 (昭和32年10月15日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 営業本部長 (現在) 平成21年6月 取締役 (現在) 平成23年4月 信頼性試験担当 (現在) 兼 首都圏オフィス事業所長 (現在) (重要な兼職の状況) ESPEC KOREA CORP. 代表理事	21,896株
6	いしい くにかず 石井 邦和 (昭和33年5月27日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年4月 設計本部長 (現在) 平成21年6月 取締役 (現在) 平成23年4月 開発・CS・植物工場事業担当 (現在) (重要な兼職の状況) ESPEC NORTH AMERICA, INC. 代表取締役	20,644株
7	※ おけや かおる 桶谷 馨 (昭和34年6月28日生)	平成17年5月 当社入社 平成17年8月 品質保証部長 平成18年4月 品質本部長 平成21年4月 生産本部長 兼 福知山工場長 (現在) 平成23年4月 環境管理担当 (現在) (重要な兼職の状況) ESPEC NORTH AMERICA, INC. 代表取締役	4,219株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	※ しせきのぶお 志 関 誠 男 (昭和19年9月10日生)	昭和44年4月 藤倉電線株式会社 入社 (現・株式会社フジクラ) 平成8年4月 成蹊大学 理工学部 非常勤講師 (現在) 平成14年7月 フジモールド株式会社 社長 平成17年2月 株式会社フジクラコンポーネンツ 常務取締役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 志関 誠男氏は社外取締役候補者であります。
4. 志関 誠男氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営等を通じて培った豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断したためであります。
5. 当社は、社外取締役候補者である志関 誠男氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。なお、契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 新田 廣治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
むらかみ みつる 村上 充 (昭和29年12月20日生)	昭和53年4月 当社入社 平成9年4月 システム営業部長 平成14年10月 事業開発部長 平成16年10月 事業統括部長 平成20年10月 カスタム機器本部長 平成21年4月 経営企画本部 経営戦略部長 平成23年4月 経営企画本部 経営戦略部 (現在)	11,362株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村上 充氏は、新任候補者であります。

第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年6月24日開催の当社第55回定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「現プラン」といいます）を、株主のみなさまのご承認をいただき導入しておりますが、その有効期限は、平成23年6月開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）の終結の時までとなっております。当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、その在り方について引き続き検討してまいりましたが、平成23年5月13日に開催された当社取締役会において、本株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、現プランの一部を見直すとともに、「当社株式の大量買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます）として継続することを決定いたしました。

つきましては、本プランの継続につき株主のみなさまのご承認をお願いするものであります。

本プランへの主な見直しは以下のとおりです。

- ① 大量買付ルール（注1）に基づいて大量買付者（注2）に大量買付情報（注3）の提供を求める場合、大量買付ルールの迅速化を図る観点から、必要に応じ、大量買付者に対しての情報提供の期限を設定することとし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合には、その期限を延長することができるものとししました。
- ② 当社取締役会が大量買付情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該追加情報の一部について提供がない場合において、大量買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当該追加情報が揃わなくても、大量買付者との情報提供に係る交渉は終了し、取締役会の評価・検討を開始する場面があることとししました。
- ③ 大量買付ルールを遵守した場合でも、例外的に対抗措置を発動するのは、要件（注4）に該当するだけでなく、その結果として企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限る旨を明記しました。
- ④ その他、①から③までの見直しに関連する引用個所の記載の修正や平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」による株券電子化が実施されるなどの関係法令の整備に伴う所要の修正および証券取引法が金融商品取引法に改正されたことに伴う所要の修正ならびに文言の整理等を行いました。

注1：大量買付ルールとは、下記1「本プランの目的」に定義されます。以下同じとします。

注2：大量買付者とは、下記2「本プランの対象となる当社株式の買付」に定義されます。以下同じとします。

注3：大量買付情報とは、下記3「大量買付ルールの内容」(1)イに定義されます。以下同じとします。

注4：要件とは、下記4「大量買付行為に対する対抗措置」(1)アの①～⑤とします。

1 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上を目的とするものであります。

当社は、当社株式の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付けの提案に応じるか否かの判断は、株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付け等の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資さないものも想定されます。

当社が、独自の技術・製品開発や高い生産性・オペレーションを維持・向上させ、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた高い技術・ノウハウや人的資産の流出を防ぎ、これらの資産を中長期的に保護・育成していくこと、さらにはお客さまやお取引先をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を維持・促進していくなど、当社独自の企業文化や経営資源に対する十分な認識と適正な判断が重要な要素であると考えられます。これらが、当社の株式の大量買付けを行う者により、中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益は毀損されることとなります。また、経営に関与していない買付者からの大量買付けの提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上のことから、当社は、当社株式に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資すると考え、大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます）を設定するとともに、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務および事

業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが引き続き必要と判断し、対抗措置の発動手続き等も含め「当社株式の大量買付行為への対応策」として本プランを継続することといたしました。

2 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注5）の議決権割合（注6）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注7）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、係る買付行為を「大量買付行為」といい、係る大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます）とします。

なお、本プランの手続きの流れにつきましては、別紙1をご参照ください。

注5：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）

を意味します。

注6：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注5の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注5の(ii)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注7：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合、まず当社取締役会または代表取締役に対して、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大量買付者の基本情報、大量買付者が提案する大量買付行為の概要および大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付けに関する意向表明書（以下「意向表明書」といいます）を日本語で提出していただくこととします。

当社が、大量買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨および必要に応じその内容について公表します。

イ 情報提供の要請

当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主のみなさまの判断および当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます）のリストを交付し、大量買付者には、当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提出していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は、下記①から⑦のとおりです。その具体的内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主のみなさまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、大量買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大量買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長申請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、改めて、当該変更後の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

当社取締役会は、本必要情報が大量買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大量買付者に発送するとともにその旨を公表します。

また、当社取締役会が、本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該情報の一部について提供が無い場合において、大量買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が揃わなくても大量買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに後記(2)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、当社取締役会が適当と認める方法により、その全部または一部を開示いたします。また、当社取締役会は、大量買付者から大量買付情報を受領した場合には速やかに、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとします。

- ① 大量買付者およびそのグループ（特定株主グループ、利害関係者および組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とします）の詳細（具体的な名称、資本構成、財務内容、当該大量買付行為による買付けと同種の取引の詳細およびその結果等を含みます）
- ② 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の種類および価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびにその実行の可能性に関する情報等を含みます）
- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます）
- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的な名称、調達方法および関連する取引の内容等を含みます）
- ⑤ 大量買付行為後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および財務政策
- ⑥ 大量買付行為後におけるお客さま、お取引先、当社使用人およびその他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑦ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(2) 当社取締役会における大量買付行為の検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主のみならずの共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、後記(3)の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士およびコンサルタント等の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会としては、これらの評価・検討期間（以下「本検討期間」といいます）として、現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株式の全部買付けの場合は60日間、その他の買付けの場合は90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間中に大量買付行為を開始することができないものとし、本検討期間における評価・検討を経て、当社取締役会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われた後にはのみ、大量買付行為を開始できるものとします。

当社取締役会は、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に通知するとともに、当社取締役会が適当と認める方法において、その旨を速やかに開示するものとします。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最長30日間延長することができるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨および延長の理由を通知するとともに、当社取締役会が適当と認める方法においてその旨を速やかに開示するものとします。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要につきましては別紙2のとおりです）、その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含みます）の中から選任されるものとし、継続後の独立委員の氏名およびその略歴等につきましては、別紙3をご参照ください。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます）を行います。

独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとし、審議・検討にあたり、大量買付情報その他の大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めるものとします。また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定め、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限り）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めるものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士およびコンサルタント等の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重し、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為の内容を変更した場合または大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更または勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4 大量買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力をもちうる規模の当社株式の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主のみなさまに、大量買付情報をはじめとする大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見、代替案の提案を受ける機会等の提供ならびにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続きを定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付情報、その他大量買付者から受領した情報および当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、以下の①から⑤のいずれかの要件に該当するだけでなく、その結果として企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株式を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆる「グリーンメイラー」に該当する場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客さま等を大量買付者またはそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する目的で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合

- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付け条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主のみなさまに事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

イ 大量買付ルールが遵守されなかった場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

(2) 対抗措置の発動決議およびその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合または大量買付ルールを遵守した場合でも、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に対して対抗措置を発動する決議を行うものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うものとしますが、その場合の概要は別紙4のとおりです。

(3) 対抗措置の中止等

当社取締役会は、対抗措置の発動として新株予約権の無償割当てに関する事項を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更または撤回等、対抗措置の発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明らかでなくなると認められなくなった場合または対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会に対する諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議の中止等を行うことができるものとします。

具体的には、当社取締役会が効力発生日の前日までの間に新株予約権無償割当ての実施を中止し、または効力発生日以降権利行使開始日の前日までの間に割当てられた新株予約権を無償にて当社が取得することがあります。

5 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本株主総会において、本プランの継続に関する議案について株主のみなさまにご承認いただくことにより、その効力が発生し、その有効期限は、本株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成26年6月開催予定の定時株主総会）の終了の時までとします。

ただし、株主のみなさまにご承認いただいた後であっても、有効期間の満了前に、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設または改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、または誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、株主のみなさまに不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正または変更がなされた場合には、当該廃止、修正または変更等の事実および内容その他の事項について、速やかに開示を行います。

<ご参考>

本プランの内容は上記1から5に記載のとおりですが1. 本プランの合理性、2. 株主および投資家のみなさまに与える影響等はそれぞれ以下のとおりです。

1. 本プランの合理性

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

- (2) 本プランが当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

- ② 株主のみなさまの意思の重視と情報開示

当社は、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認を本プランの発効の条件としており、本プランの継続には株主のみなさまの意思が反映されるものとなっております。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの継続および廃止は、株主のみなさまの意思を尊重した形になっております。

さらに、株主のみなさまに、本プランの廃止等の判断および大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主のみなさまへ当社取締役会が適当と認める方法により速やかに開示することとしております。

③ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

ア 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

イ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、または大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

④ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

2. 株主および投資家のみなさまに与える影響等

(1) 本プランの継続が株主および投資家のみなさまに与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当てを行うものではありませんので、株主のみなさまの権利関係に直接の影響はありません。

もつとも、本プランは、株主および投資家のみなさまが大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な時間および情報の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには、株主および投資家のみなさまが代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主および投資家のみなさまは、必要十分な時間および情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主および投資家のみなさまの共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主および投資家のみなさまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、大量買付者が本プランに定められたルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家のみなさまにおかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家のみなさまに与える影響等

大量買付者が本プランに定められたルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがあります。当社取締役会が対抗措置を採ることを決定した場合には、法令および取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

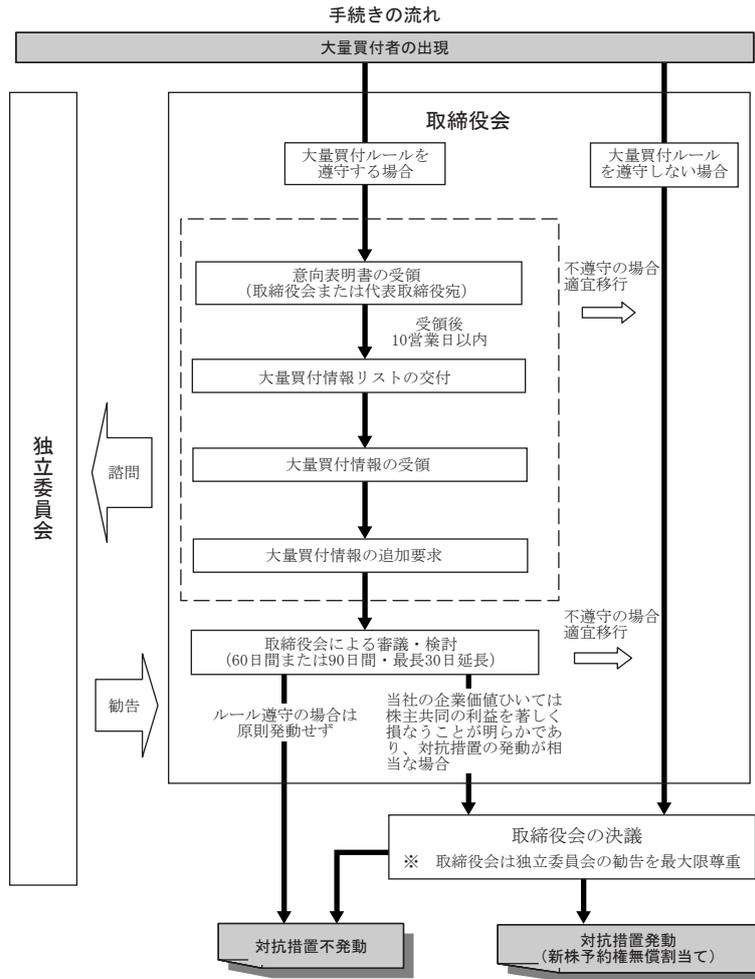
当社取締役会が対抗措置として新株予約権無償割当てを行うことを決定した場合、大量買付者等につきましては、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置の発動の対象となった大量買付者等を除く株主のみなさまにつきましては、当該対抗措置の仕組み上、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主のみなさまが確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- (3) 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主のみなさまに必要な手続き
- 当社取締役会が、対抗措置として別紙4の概要に従った新株予約権の無償割当てを行う場合および当社が新株予約権を取得する場合に株主のみなさまに関連する手続きにつきましては、以下のとおりです。
- ① 新株予約権無償割当てを行う場合の手続き
- 新株予約権の無償割当ての対象とされた株主のみなさまは、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続きを行っていただく必要はありません。
- ② 株主のみなさまが新株予約権を行使する場合
- 新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。係る手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。
- ③ 当社が新株予約権を取得する場合
- 当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続きを行えば、当社が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主のみなさまは、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。

以 上

別紙1



上記フローチャートは、あくまで大量買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大量買付ルールの詳細内容につきましてはプレスリリース本文をご参照ください。

別紙2

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的
独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さおよび合理性を担保するために設置される。
2. 独立委員会の構成および選任手続き
独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含む）の中から取締役会の決議により選任する。
3. 独立委員の任期
独立委員会の委員の任期は、選任の時から、その後最初に開催される定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
4. 独立委員会の招集手続き
独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の決議方法
独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
6. 独立委員会の審議・検討事項
 - (1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行うこととする。
 - ①本プランにおける対抗措置の発動の是非
 - ②本プランにおける対抗措置の中止または撤回
 - ③大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断

- ④本検討期間の延長の要否
 - ⑤対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ⑥株主に不利益を与えない範囲での本プランの修正または変更
 - ⑦その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- (2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。また、独立委員会は、当社取締役会に対して、一定の情報の提供を要求することができる。

7. 独立委員会の出席者

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または使用人等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士およびコンサルタント等の専門家を含む）の助言を受けることができる。

以 上

別紙3

独立委員会委員の略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の4名であります。

松村 安之（まつむら やすゆき） 昭和31年8月29日生

【略歴】

昭和54年10月 司法試験合格

昭和57年4月 大阪弁護士会登録

松川雄次法律総合事務所勤務

平成元年4月 松村安之法律事務所（現 唯一法律事務所）開設（現在）

平成17年6月 当社社外監査役（現在）

松村安之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

村瀬 一郎（むらせ いちろう） 昭和27年10月25日生

【略歴】

昭和52年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）
入所

昭和59年8月 公認会計士第3次試験合格

公認会計士、税理士登録

昭和63年7月 村瀬一郎公認会計士事務所開設（現在）

平成11年6月 日本公認会計士協会京滋会副会長

平成18年6月 当社社外監査役（現在）

村瀬一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

岡田 清人（おかだ きよと） 昭和32年4月25日生

【略 歴】

昭和59年10月 司法試験合格

昭和62年4月 司法修習修了

昭和62年4月 弁護士登録（神戸弁護士会） 北山法律事務所勤務

平成11年5月 セントラル法律事務所設立（現在）

平成17年4月 兵庫県弁護士会副会長

岡田清人氏は当社の顧問弁護士ではなく、当社との間に特別の利害関係はありません。

志関 誠男（しせき のぶお） 昭和19年9月10日生

【略 歴】

昭和44年4月 藤倉電線株式会社（現・株式会社フジクラ）入社

平成8年4月 成蹊大学 理工学部 非常勤講師（現在）

平成14年7月 フジモールド株式会社 社長

平成17年2月 株式会社フジクラコンポーネンツ 常務取締役

志関誠男氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

別紙4

新株予約権無償割当ての概要

1. 割当てる新株予約権の総数
株主に割当てる新株予約権の総数は、当社取締役会で定める割当ての基準日（以下「基準日」という）における当社の発行済株式総数（ただし、基準日において当社の有する当社普通株式の数に相当する数は除く）と同数とする。
2. 割当ての対象となる株主およびその割当方法
基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。
3. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合またはその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
4. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、下記8の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

8. 新株予約権の行使条件

大量買付者およびその特定株主グループならびに大量買付者およびその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得または承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。

9. その他

新株予約権の行使期間等その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以 上

MEMO

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the 'MEMO' header. It is intended for the main body of the memo.

株主総会会場ご案内図

大阪市北区天満橋 1丁目 8番50号

帝国ホテル 大阪

5階 八重の間



〈徒歩〉

- JR環状線 桜ノ宮駅より約5分
- JR東西線 大阪天満宮駅より約10分
- 地下鉄谷町線・堺筋線 南森町駅より約12分
- 地下鉄堺筋線 扇町駅より約10分

〈シャトルバス〉

- JR大阪駅西側高架下（桜橋口を出て右）よりホテルまで運行
午前8時05分～午後8時50分まで
毎時 05分 20分 35分 50分